

議案第八号

三朝町国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和四十五年三朝町条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「当該被保険者又は」を削る。

第十一条中「又は第三項」を「若しくは第七項」に、「又は虚偽の届出をした場合」を「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第三項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の三朝町国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第六条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に基づく助産費の支給について適用し、施行日前の出産に基づく助産費の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第十一条の規定は、施行日以後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。